

別紙 1

仕 様 書

1 件 名

小月排水ポンプ場自家発電設備バッテリー取替修繕

2 実施場所

下関市大字清末字大新田川向の 7

3 履行期限

令和 9 年 3 月 26 日

4 内 容

バッテリー取替一式

(1) 発電装置 株式会社明電舎 E-AF

(2) 既設バッテリー 古河電池株式会社 FVL-150 12 セル

(3) バッテリー取替作業 1 式

(4) 試運転動作確認

(5) 既設バッテリーの運搬、処分 1 式

(6) 既設バッテリーと同等のものとする。

(7) 修繕箇所については、別図 1～2 に示すものとする。

5 提出書類

(1) 写真（作業前、作業中及び作業完了後の状況が確認できるもの）

1 部

(2) 産業廃棄物管理票

1 式

(3) 完了届（以下の項目について記載されたもの）

1 部

ア 件名

イ 実施場所

ウ 内容

エ 契約金額

オ 完了年月日

提出された完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。

(3) その他発注者が指示するもの

1 式

6 注意事項

- (1) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。
- (2) ポンプ場の運転に支障を与えないこと。
- (3) 修繕の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合せを行うこと。
- (4) 修繕において必要な工具機材は、受注者の負担とする。
- (5) 修繕で発見された不具合（劣化、損傷、汚損等）が原因で、対象設備が本来の機能、性能を発揮しないおそれがある場合や、正常な機能、性能の発揮の維持が困難と判断された場合、直ちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (6) 実施に当たり、施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任においてこれを補修すること。
- (7) 現場工程は、発注者との打合せにより決めること。
- (8) 修繕に必要な軽微な電源（AC100V）及び上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に修繕を行い、その使用は最小限にすること。
- (9) ポンプ場の故障、天候の急変等の不測の事態が発生した場合には、修繕中止を指示することがある。
- (10) 撤去材については、受注者にて適切に処理を行うこと。